

インフルエンザ・肺炎の予防には 予防接種が効果的です



問い合わせ先 健康課 ☎(36)1187



インフルエンザ予防には 流行前の接種が効果的です

インフルエンザは、空気の乾燥する年末から3月にかけて流行する傾向があります。接種後、効果が出るまでは約2週間かかり、持続効果は約5ヶ月間です。予防には、流行前の接種が効果的です。

対象	(接種日当日に) 65歳以上の人	* 下の「免除について」も確認を
	(接種日当日に) 60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能障害か、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害で身体障害者手帳1級の人 * 接種時に、身体障害者手帳の提示が必要	

* 表以外の人は全額自己負担です。金額は、接種する医療機関に確認を

接種費用の免除について



対象者のうち、「免除の要件」に該当する人は、接種時に証明書類（①～④のいずれか）を持参することで、接種費用の免除が受けられます。

* 後日持参しても返金はできません

免除の要件	証明書類
市町村民税 非課税世帯の人	①介護保険負担限度額認定証
	②後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
	③予防接種用の証明書 (インフルエンザ用と、肺炎球菌用で異なります)
生活保護世帯の人	④「診療依頼書」か 「保護受給証明書」 * いずれも福祉課発行

①②④いずれも持っていない人で、「接種費用の免除の対象となる可能性がある」場合は、接種の前に、本人の確認ができる書類（健康保険証など）を持参し、健康課（西館1階）で③の交付申請をしてください。

代理人が交付の申請をするときは、「委任状、代理人印鑑、代理人本人の確認ができる書類（健康保険証など）」が必要です。要件審査後、証明書を交付します（交付は無料）。

* ③の申請は、転入・未申告などの理由で課税状況が確認できないときは、別に、非課税証明書の提示か申告が必要です

高齢者の肺炎球菌予防接種の対象者ではありませんか？



肺炎は年間を通じて発生しますが、特に冬は、インフルエンザなどで傷んだ気道から体内に細菌が入りやすくなるため、感染する危険性が高まります。

肺炎球菌予防接種は、平成26年度の予防接種法改正で「B類疾病の定期接種」となりました（接種義務はありません）。接種を受ける人が希望する場合に限り、実施します。同30年度までの間に、1人1回、定期接種の対象となり、その年度でのみ、接種費用の一部を公費で負担します。

平成29年度（平成30年3月31日まで）の対象者

この表に該当する人が対象です 【この表に該当する人が対象です】	65歳	昭和27年4月2日生～ 同28年4月1日生の人	自己負担金5680円のうち、3000円を公費で負担 * 左下の「免除について」も確認を
	70歳	昭和22年4月2日生～ 同23年4月1日生の人	
	75歳	昭和17年4月2日生～ 同18年4月1日生の人	
	80歳	昭和12年4月2日生～ 同13年4月1日生の人	
	85歳	昭和7年4月2日生～ 同8年4月1日生の人	
	90歳	昭和2年4月2日生～ 昭和3年4月1日生の人	
	95歳	大正11年4月2日生～ 同12年4月1日生の人	
	100歳	大正6年4月2日生～ 同7年4月1日生の人	

(接種日当日に) 60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能障害か、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害で身体障害者手帳1級の人
* 接種時に、身体障害者手帳の提示が必要

* 表以外の人は全額自己負担です。金額は、接種する医療機関に確認を

宗像市長あて

平成 年 月 日

委任状

高齢者の予防接種費用微収免除対象者証明書の取得に関する一切の件を代理人に委任します。

本人 住所
氏名 印 (年 月 日生)
電話番号
来庁できない理由

代理人 住所
氏名 印 (年 月 日生)
電話番号
本人との関係

切り取り